

令和6年春季全国火災 予防運動

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して
つなぐ未来」

市消防本部で実施する 主な行事

- ① 大型店舗等への立入検査
 - ② 消防水利の点検整備
- ご協力よろしくお願ひします。
本年も3月1日から7日間にわたり春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎え、防火防災意識を高めていただくことにより、家庭や地域、事業所などにおける出火を防ぎ、尊い生命を守るとともに、貴重な財産の焼失を防ぐことを目的として行われます。

昨年(令和5年)中における小松島市管内での火災発生件数は7件であり、前年と同じ件数でした。

全国では令和4年中に火災が原因で亡くなられた方の約7割が住宅火災によって亡くなられております。火災は皆さんのかけがえのない生命や財産を奪います。しかし、多くの火災、特に住宅火災などは一人ひとりが気を配ることで防ぐことができます。

住宅用火災警報器を 設置しましょう



Q 住宅用火災警報器とは何ですか。

A 火災により発生する煙や熱を感じし、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置です。

Q 設置は義務ですか。

A 新築・既存にかかわらず、すべての住宅に設置が義務づけられています。

Q 罰則はありますか。

A 罰則はありません。しかし、大切な家族やご自身の命を守るために早期に設置しましょう。

Q 設置する場所はどこですか。

A 基本的には寝室と寝室のある階段上部(1階の階段は除く。)に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

Q どこで買えますか。

A お近くのホームセンターや電器店などで購入できます。

Q どのくらいの効果がありますか。

A 消防庁において分析したところ、設置されている場合は、設置されていない場合に比べて、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減した結果となっています。

Q 市消防本部 ☎32・0119 / FAX 32・3505

shoubou@city.komatsushima.jp

野焼きは法律で禁止されています

野焼き(廃棄物の野外焼却)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されており、これに違反すると罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

ごみは焼却せず、分別して指定された収集日に出しましょう。

例外的に認められているもの

- ・災害の予防、応急対策など
- ・しめ縄などを焼く、宗教的・風習的なもの
- ・農林水産業を営むためにやむを得ないものなど

※これらの例外規定に相当する場合も、周囲の生活環境に影響を及ぼし、迷惑をかける場合があります。やむを得ず焼却するときは、いつでも消火できるようにする、風向きや時間帯を考慮したうえで近所迷惑とならないよう理解を得る、焼却後は完全に消火できたか確認する、などの配慮をお願いします。

Q 市市民環境課 環境・公害担当(市役所1階) ☎32・2147 / FAX 33・2234

seikatsukankyo@city.komatsushima.jp

3月20日(祝)もデマンド型(事前予約型)のりあい交通を運行します!



公共交通空白地域の解消を図るために、和田島町から阿波赤石駅までにある所定の乗降場所を運行する事前予約型のりあい交通を3月29日(金)までの平日のみ、実証運行しています。

この度、3月20日(水・祝)も運行しますので、ぜひご利用ください!

予約番号 ☎088・669・0857

※予約はご利用の前営業日をお願いします。
※3月20日(水・祝)および21日(木)の予約は3月19日(火)をお願いします。

Q 市市民環境課 ☎32・2132 / FAX 33・2234
shiminseikatsu@city.komatsushima.jp

新型コロナワクチンの全額公費による 市内医療機関での接種は、 3月30日(土)で終了します。

接種をご希望の方は、期間内に余裕をもって接種してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン接種に関する 予約やお問い合わせ

● 小松島市新型コロナワクチン接種コールセンター
午前9時から午後6時まで ※土日祝日を除く
☎38・7755 / FAX 38・7800

※小松島市新型コロナワクチン接種コールセンターは3月29日午後6時でサービスを終了します。

Q 市保健センター ☎32・3551 / FAX 32・4145
hokencenter@city.komatsushima.jp